

御浜町公式コンテンツの使用に関する規程

御浜町公式コンテンツの使用に関する規程（平成 29 年御浜町規程第 1 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、町が制作したコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（デザイン及び名称）

第 2 条 コンテンツのデザイン及び名称は、次のとおりとし、その愛称は、必要に応じて、別に定めるものとする。

デザイン 町が保管するコンテンツ本体又は別に定める仕様のとおりに

名称 御浜町公式コンテンツM、御浜町公式コンテンツH、
町公式コンテンツ（阿田和交流会公認）A

（著作権等）

第 3 条 コンテンツに関する著作権その他の一切の権利は、町に帰属する。

（対象者等）

第 4 条 コンテンツは、個人、企業又はその他団体において、営利又は非営利を問わず使用できるものとする。

2 コンテンツは、自己の商品又は景品の本体、包装又は広告物においても使用することができる。

（条件等）

第 5 条 コンテンツの使用の条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）デザインは第 2 条に定めるデザインとすること。

（2）名称は第 2 条に定める名称又は愛称、若しくはその他町長が認める名称とすること。

（3）コンテンツを第 2 条に定めるデザイン及び前号に定める名称により、若しくは改変して商標法（昭和 34 年法律第 127 号）の規定による商標登録、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）の規定による意匠登録その他の登録を行い、又は新たな権利の設定をしないこと。

（4）コンテンツの使用の承認によって生じる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は継承しないこと。

（5）コンテンツを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）について、町が作成し、製造し、販売し、又は品質を保証する等町が責任を負うものであると誤認されるおそれがないよう必要な配慮を行うこと。

（6）使用物件の使用に当たり、第三者に損害を生じさせないよう必要な配慮を行うこと。

2 コンテンツの使用は、無償とする。

（申込み）

第6条 コンテンツの使用の申込みは、御浜町公式コンテンツ使用承認申込書（第1号様式）を町長に提出することによって行うものとする。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) コンテンツの使用方法を記載した企画書
- (2) 当該申込みを行ったもの（以下「申込者」という。）の概要が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申込みをすることを要しない。

- (1) 国又は地方公共団体がその業務の目的で使用するとき。
- (2) 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）がその授業の過程において使用するとき。
- (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、町長が申込書の提出をすることを要しないと認めるとき。
（使用の承認の決定等）

第7条 町長は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、コンテンツの使用の承認を決定する。

2 町長は、前項の規定によるコンテンツの使用の承認の決定（以下「使用決定」という。）に際し、必要な条件を付することがある。

3 町長は、使用決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を申込者に書面により通知するものとする。

4 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コンテンツの使用の不承認を決定し、その内容を書面により申込者に通知するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の思想、史観又は主義主張に偏り、町の中立性を損なうおそれがあるとき。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業のために利用されるおそれがあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (5) 町の品位を傷つけ、又は信用を害するおそれがあるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、町長がコンテンツの使用を不相当と認めるとき。

（使用の期間）

第8条 コンテンツの使用の期間は、申込者が特に定めない場合は、使用決定をした日から起算して1年を超えない範囲内において第7条第3項の規定による通知で定める期間とする。

（完成見本の提出）

第9条 使用決定を受けたもの（以下「使用者」という。）は、当該決定に係る使用物件の完成見本を、その使用前に町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって完成

見本に代えることができる。

(承認内容の変更等)

第10条 承認通知書に定める条件を変更してコンテンツを使用しようとするときは、その旨を町長に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 コンテンツの使用の期間に係る条件を変更しようとするときは、当該期間の満了する2週間前までに、町長に申し出なければならない。

3 町長は、第1項の規定による申し出があった場合は、その適否を審査し、条件の変更の承認又は不承認を決定する。

4 前項の規定による決定の内容は、当該申し出を行ったものに書面により通知するものとする。

(使用物件の製造の委託)

第11条 使用者は、使用物件の製造を第三者に委託するときは、受託者がこの規程に違反することがないように管理監督する責任を負うものとする。

(類似物件への使用決定)

第12条 町長は、既に使用決定をした使用物件と同一又は類似の物件について、当該使用決定を受けたもの(次項において「既決定者」という。)以外のものから第6条第1項の規定による申込みがあった場合であっても、使用決定をすることがある。

2 前項の場合において、既決定者は、当該使用決定に対して異議を述べることができない。

(違反行為の是正)

第13条 町長は、使用者が承認通知書若しくは変更承認等通知書に定める条件又はこの規程に違反すると認めるときは、使用者に対し、その是正を求めることがある。

2 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用決定の取消し等)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用決定を取り消すことがある。

(1) コンテンツの使用の内容が第7条第4項各号に掲げる事項に該当すると認めるとき。

(2) 虚偽その他不正な方法により使用決定を受けたとき。

(3) 前条第1項の規定による是正の求めに応じないとき。

(4) 第9条第1項の規定による完成見本の提出又は第10条第1項の規定による申し出を怠ったとき。

2 前項の規定により使用決定を取り消されたもの(以下「決定取消者」という。)は、直ちに、コンテンツの使用を中止しなければならない。

3 町長は、決定取消者に対し、当該取消しに係る使用物件の回収を求めることがある。

4 前項の規定による回収に要する費用は、決定取消者が負担するものとする。

(責任の制限等)

第15条 町は、コンテンツの使用若しくは条件の変更の不承認の決定又は使用決定の取消しが行われた場合において、申込者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。

2 町長は、使用者がコンテンツの使用によって第三者に与えた損害について、その賠償の

責めその他法律上の一切の責任を負わない。

- 3 使用者は、コンテンツの使用に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、町又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任において、その賠償の責めを負うものとする。

(使用状況の報告)

- 第16条 使用者は、コンテンツの使用の期間が終了したときその他町長が必要と認めるときは、速やかに、当該使用の状況を報告しなければならない。

(補則)

- 第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

御浜町公式コンテンツ使用承認申込書

御浜町長 あて

(申込者)

住所 〒

氏名（団体の場合は名称及び代表者氏名）

㊟

御浜町公式コンテンツを使用したいので、御浜町公式コンテンツの使用に関する規程を遵守することを誓約し、次のとおり使用の申込みをします。

使用する コンテンツの名称	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用予定数量	
販売予定	<input type="checkbox"/> 販売する : 単価（税込） 円 <input type="checkbox"/> 販売しない
担当者 連絡先	氏名
	電話番号
	FAX番号
	E-Mail
備考	

〔注〕 次の書類等を添付してください。

- (1) 企画書：コンテンツの使用方法等が分かる書類
- (2) 申込者の概要が確認できる書類
- (3) 使用方法が分かる見本（ポスター、チラシ、包装紙、商品パッケージ等）、イメージ図、イメージデータ等

※以下には、記入しないでください。

承認可否（可・否） 承認番号（No. ）